



(注1) 対象支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等の額の合計額を控除した残額をいう。対象支払利子等の額とは、支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額(その支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額等)以外の金額をいう。

(注2) グループ通算制度においては、適用免除基準のうち金額基準につきグループ全体で判定を行う点を除き、基本的に単体納税と同様の取扱いとなる。

(注3) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る損金不算入額は10年間。